

第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

三島市には、国指定文化財26(25)件、県指定文化財13件、市指定文化財47件、合計86(85)件の有形・無形の指定文化財が存在している。また、国登録有形文化財として8件の建造物が登録されている。これら文化財は、国民の財産であるという基本理念のもと、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として教育普及や観光振興の重要な資源となっている。また、指定又は未指定に関わらず、本市に残された文化財を確実に後世に伝えていくためには、文化財の保存だけでなく周辺環境や組織を含めた一体的な保存・管理・活用の運営を図る必要がある。

以下、歴史的風致の維持向上のため、項目ごとに今後の方針を定める。

1 全市に関する基本方針

(1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

国・県・市指定文化財は、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、三島市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、所有者や管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行っている。今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

また、未指定の文化財については、協議後に調査研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて保存・活用に向けた取組みを図っていく。

以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の中核となる文化財について、種別ごとに、今後の方針を定める。

【有形文化財（建造物）・史跡】

現在、歴史的風致の核となる建造物と史跡は、いずれも保存活用計画を策定しておらず、計画的な保存管理がなされていない。

有形文化財（建造物）・史跡の保護にあたっては、国指定文化財の場合、指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、建造物や史跡ごとに保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策などを行う。県指定・市指定文化財及び未指定文化財の場合は、協議後の適切な保存管理や活用が図られるよう、所有者や管理者等と協議のもと保存活用の把握を行い、修理・整備、防災対策などを実施する。

【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、三嶋大社のお田打ちや三島囃子以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は詳細に把握されていない。

無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸などの活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損し、毀損の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に指定文化財の修理や整備の実施にあたっては、文化財保護法や静岡県及び三島市の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や静岡県教育委員会、静岡県文化財保護審議委員会、三島市文化財保護審議委員会の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財の修理や整備は、歴史的風致形成建造物として指定した建造物や史跡については、申請後の公開活用を想定した市文化財への指定を前提とし、内部の修理・整備などに対する支援を実施する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、旧石器時代から現代までの三島の資料を総合的に収蔵・展示する拠点施設である三島市郷土資料館のほかに、文化財の情報を個別に発信する楽寿館、梅御殿、三嶋暦師の館などの施設があり、来訪者の歴史学習、史跡や文化に対する意識の醸成に寄与する機能を担っている。しかし総合的、個別的な情報発信の拠点が市街地に限定されているため、文化財の保存・活用を実践するには不十分で、周辺地域に個別的な施設が必要である。

また、本市は指定・未指定を含め、多数の文化財を有しており、それぞれが歴史的、文化的価値を有していることから、その価値を説明する案内板を設置している。しかし案内板や表示板の老朽化、また、市役所関係各課が設置する案内板や誘導サインに統一ルールがないため、今後はそれを整理して表示の統一化と多言語化を行い、さらに情報発信をするガイダンス施設の整備を図る。

また、国指定文化財の中山城跡については、経年劣化という課題を抱えている。中山城跡の特徴のみならず、その価値や魅力を発信するには、大手門の発掘調査と復元整備を行い、中世山城の研究をする方をはじめ、立ち寄った観光客の興味を引く展示、ガイダンス及び物販を兼ねた施設の開設など総合的に整備する必要性がある。したがって、中山城跡の調査及び保存・活用を図る保存活用計画の策定を行うとともに、計画に基づき復元整備を行っていく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。そのため都市計画法や三島市景観条例、三島市屋外広告物条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全することが求められる。また、三島市景観条例に基づく景観重点整備地区外については、段階的に指定を進めていく。その際、地区住民との協議会等を開催し、地区景観に関する住民意識の向上を図りつつ、周辺の景観に合わせた、建築物や工作物の形態意匠などについて、合意形成を進めながら整備方針等を定めていく。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、改善や除去をするとともに、整備・再整備をする際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

文化財が滅失するリスクの高い火災については、火災が発生しないよう予防対策の徹底、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保及び日頃からの防火教育・訓練に取り組む。予防対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置に努める。防災教育・訓練は文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発に取り組み、文化財防火デーには、所有者、管理者及び消防が一体となった防災訓練を実施する。地震への対応としては耐震診断を進め、可能な限り耐震補強工事を実施して毀損・滅失のリスク軽減を図る。

また、美術工芸品などの有形文化財は、盗難に遭わないように防犯設備設置を推奨するとともに、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

市民一人一人が三島の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切にする気持ちを育むため、継続的な文化財の有効活用を通して普及・啓発を図る取組みが重要である。

市内外の人々を対象として実施する普及・啓発は、統一的な案内板などの設置や文化財パンフレット等の配布とともに、観光ボランティア等によるガイド活動やイベントの開催などにより、広く普及・啓発を図る。普及・啓発にあたっては、地域やテーマごとに文化財を周遊するコースを設定するなど、それぞれの文化財を関連付け、興味を持ち易い歴史ストーリーのあるパンフレット等の作成を推進する。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、487ヶ所と膨大である。それぞれの遺跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実践している。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を静岡県教育委員会に指導・助言を仰ぎながら実施する。

(8) 文化財の保存・活用に係る三島市教育委員会の体制に関する方針

本市では、文化財に関わる業務は、教育委員会郷土文化財室が担当しており、専門職員として学芸員6名・事務職員2名と臨時職員（学芸員職を含む）6名が携わっている。文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされているため、郷土文化財室が、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として三島市文化財保護条例（昭和36年条例第11号）の規定に基づき、10人以内の学識経験者（地域住民代表を含む）で、三島市文化財保護審議委員会が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を市指定文化財にする際には、同委員会に諮り指定をしていくこととする。

(9) 文化財の保存・活用に係る住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、三島市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが不可欠である。

本市には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体やNPO法人等が多数存在し、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に寄与している。また、文化財の保存・活用、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。次頁に三島市の代表的な市民団体やNPO法人等を列記する。

三島市歴史的風致維持向上計画 第5章

表 三島市の文化財の保存・活用に関わる代表的な団体一覧

名称	活動エリア	活動概要
伊豆史談会	伊豆地域	研究報告・伊豆全域の歴史
伊豆学研究会	伊豆地域	研究報告・伊豆全域の歴史
北上郷土史研究会	北上地区	研究報告・北上地区の歴史
三島宿研究会	旧三島町地区	研究報告・三島宿の歴史
錦田郷土研究会	錦田地区	研究報告・錦田地区の歴史
坂地区郷土研究会	坂地区	研究報告・西坂地区の歴史
中郷郷土研究会	中郷地区	研究報告・中郷地区の歴史
梅名郷土史研究会	梅名	研究報告・梅名地区の歴史
大場誌編纂委員会	大場	研究報告・大場地区の歴史
安久歴史研究会	安久	研究報告・安久地区の歴史
御門地誌稿編纂委員会	御門	研究報告・御門地区の歴史
三島囃子保存会	三島地域	技能継承・担い手育成
お田打保存会	三島地域	技能継承・担い手育成
ふるさとガイドの会	三島地域	普及啓発・担い手育成
三島ゆうすい会	三島地域	研究報告・環境保全
グラウンドワーク三島	三島地域	研究報告・環境保全
三島茶碗文化振興会	三島地域	普及啓発・地域振興
三島暦の会	三島地域	研究報告・普及啓発
みしまお寺めぐりの会	三島地域	研究報告・普及啓発
ミシマサイコの会	錦田地区	研究報告・普及啓発

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、三嶋大社、史跡山中城をはじめとする多くの指定文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、三島市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。

有形文化財について、重要文化財の三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿と国指定史跡山中城跡は保存活用計画を策定し、計画的な保護を図る。

未登録・未指定の文化財について、市街地の看板建築等の有形文化財は損傷が進行していることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、国の有形文化財に登録されるよう努める。また、市指定文化財等への指定を検討する。併せて、地域に根付く伝統行事の無形民俗文化財等は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、重要文化財である三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿をはじめ、国登録有形文化財の三嶋暦師の館、梅御殿、懐古堂ムラカミ屋、市指定文化財の楽寿館など多く存在する。これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損が進行しており、滅失の恐れに繋がることから、なるべく早い時期の修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化保護法、静岡県文化財保護条例、三島市文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。国登録有形文化財、未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに係る費用に対して支援する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点地区内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、三島市に関する文化財等を保存し、情報発信をしている三島市郷土資料館を筆頭に、三嶋大社宝物館、佐野美術館、三嶋暎師の館、梅御殿、楽寿館があるものの、山中城跡には展示施設がない。また、重点区域内の文化財は、その価値を説明する案内板の老朽化または未設置、さらに市役所内でも案内板や誘導サイン等の設置時に統一ルールがないため、現状のガイダンス機能に不都合が生じている。そのため、それぞれを整理して表示の統一化と外国語対応を図り、情報発信をする施設を整備する。

特に郊外にある山中城跡では、大手門付近に情報を発信する拠点的な施設が必要であり、その施設を設置することで中世の山城研究に寄与し、その成果を観光客の増加と満足度の

上昇に繋げるため、現地においての来城者をもてなす環境を向上させる。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域には、三嶋大社を中心に旧東海道の宿場町という歴史を感じさせるまち並みが残る一方、三島駅や国道1号が近接しており、都市機能と歴史的環境の調和のとれたまち並み形成が求められる。

そこで、都市計画では、用途地域の種別に応じて建築物の高さを規制し、景観計画では、三嶋大社周辺を拠点型重点区域と位置づけ、歴史的まち並みに配慮した規制を行っている。これらをより強化するため、指定区域内での景観形成補助事業と屋外広告物誘導整備地区の指定を行っていく。併せて、電線類地中化事業についても検討し、実施していく。

また、せせらぎのある街として、用水路保存整備活用事業も行っていく。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に立地する重要文化財の三嶋大社、佐野美術館、市指定文化財の楽寿館などの主要な文化財において、現在、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて防災訓練を実施して、所有者、市民等の文化財に対する防災意識の向上と啓発を図っており、成果を上げている。また、歴史的建造物の多くが木造であることから、火災対策が重要なため、防災訓練の対象を広げていく必要がある。引き続き、消防署による文化財の予防的な査察と啓発を実施するとともに、所有者、管理者等に対し、自動火災報知器や盗難対策としての警備システムなどを設置するための促進及び支援を行っていく。また、耐震補強については耐震診断を実施し、その結果に基づき、所有者と耐震補強の実施を検討する。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

本市に分布する文化財のパンフレット作成や市ホームページの充実化を図ることや、発掘調査、整備工事、建造物修理の現場説明会などを随時実施することは、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出に繋がり、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。

無形民俗文化財は、担い手の育成や技術の伝承などで多くの人の関与が重要であることから、過去から現在までの記録調査を実施し、円滑かつ確実に文化が継承されていくよう努めるものとする。加えて、伝統芸能の継承等や歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対しては、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統文化等の普及啓発を図る。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重要区域内において、現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」は多数あり、これらの該当箇所で歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の

価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。また、開発等で埋蔵文化財が破壊されることがないよう、地権者への周知を図るとともに、実際の開発に際しては十分な事前協議を行い、できるかぎり現状保存を図るものとする。開発による破壊を免れえない場合は、静岡県教育委員会の指示通知に基づき発掘調査等を実施して、記録保存を行う。

(8) 文化財の保存・活用に関する住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に取り組む団体として、各地区の郷土史等研究会やNPO法人等が活動を展開している。これらの団体が、文化財の保存・活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の補助支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供するなど、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図ることが重要である。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を、行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となる研究会・保存会等を育成・活用する仕組みを構築し、三島市全体で歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。